

公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、出資団体である公益財団法人藤沢市みらい創造財団の適正かつ円滑な運営を図るため、その運営及び事業に必要な役員等の人工費の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営事業とし、補助対象は公益財団法人藤沢市みらい創造財団の運営及び事業に必要な役員等の人工費とし、その補助率は10割以内とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第5条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金事業計画変更承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金事業計画変更承認通知書（第4号様式）により通知する。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付時期は、当該補助の対象が人工費であり、年度当初から支出する必要があるものであることから、事業運営に支障がないよう事業完了前に補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第7条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。